

瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第26号

瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市遺児修学手当支給条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改め、第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

| | | | | |
|---|--|------|--------------|-----------|
| 番 号 年 月 日 | | | | |
| 遺児修学手当認定通知書 | | | | |
| 殿 | | | | |
| 瀬戸市長 印 | | | | |
| 年 月 日付で申請のあった遺児修学手当については、下記のとおり認定します。 | | | | |
| 受給者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 認定番号 | 第 号 |
| 対象 児 童 | 氏 名 | 生年月日 | 受給者との 続 柄 | 在学学校名及び学年 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 支給開始年月 | | 年 月 | 手 当 額 | 円 |
| 備 考 | 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 | | | |
| | 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります）。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。 | | | |
| | 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります）。 | | | |

第3号様式 (第3条関係)

| | | | | |
|---|-----|------|--------------|-----------|
| 番 号 年 月 日 | | | | |
| 遺児修学手当却下通知書 殿 瀬戸市長 印 | | | | |
| 年 月 日付で認定の申請のあった遺児修学手当については、下記のとおり却下します。 | | | | |
| 申請者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| 対象 児 童 | 氏 名 | 生年月日 | 申請者との 続 柄 | 在学学校名及び学年 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 却下理由 | | | | |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます。
 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。
 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。

第4号様式 (第4条関係)

| | |
|---|--|
| 番 号 年 月 日 | |
| 遺児修学手当支給停止通知書 | |
| 殿 | |
| 瀬戸市長 印 | |
| 下記のとおり遺児修学手当の支給を停止します。 | |
| 認 定 番 号 | 第 号 |
| 手 当 額 | 円 |
| 停 止 期 間 | 年 月から 年 月まで |
| 停 止 理 由 | |
| 備 考 | 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。 |

第5号様式 (第5条関係)

| | |
|---|---|
| 番 号 | |
| 年 月 日 | |
| 遺児修学手当支給停止解除通知書 | |
| 殿 | |
| 瀬戸市長 印 | |
| 下記のとおり、遺児修学手当の支給停止を解除します。 | |
| 認 定 番 号 | 第 号 |
| 手 当 額 | 円 |
| 解 除 し た 月 | 年 月 |
| 解 除 理 由 | |
| 備 考 | <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。</p> |

第6号様式及び第7号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改め、第8号様式を次のとおり改める。

第8号様式 (第8条関係)

| | |
|---|-------|
| 番 号 年 月 日 | |
| 遺児修学手当受給資格喪失通知書 | |
| 殿 | |
| 瀬戸市長 印 | |
| 下記のとおり、遺児修学手当の支給要件が消滅しました。 | |
| 認 定 番 号 | 第 号 |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 支 給 要 件 消 滅 年 月 日 | 年 月 日 |
| 支 給 要 件 消 滅 の 理 由 | |

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。

第9号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改め、第10号様式を次のとおり改める。

第10号様式（第10条関係）

| | | | | |
|---|---|------|--------------|-----------|
| 番 号 年 月 日 | | | | |
| 遺児修学手当額改定通知書 | | | | |
| 殿 | | | | |
| 瀬戸市長 印 | | | | |
| 年 月 日付で変動届のあった遺児修学手当額の改定については、下記のとおりです。 | | | | |
| 受給者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 認定番号 | 第 号 |
| 変 更 年 月 | | 年 月 | 改 定 額 | 円 |
| 改 定 後 の 対 象 児 童 | | | | |
| 対 象 児 童 | 氏 名 | 生年月日 | 受給者との 続 柄 | 在学学校名及び学年 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 備 考 | 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 | | | |
| | 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。 | | | |
| | 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において瀬戸市を代表する者は、瀬戸市長となります。）。 | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。